

まちづくり施設整備項目表(建築物)

平成 年 月 日作成	作成者氏名	TEL
届出者氏名		
施設の名称		
施設の所在		
施設の概要	/階数:	/延べ面積:

記入方法

設計内容を示す欄「整備概要」及び判定の欄「整」「望」を各項目ごとに記入する。 「整備概要」の欄は例示に従い簡潔に設計内容を記入し必要な場合は図面等を添付する。 「整」「望」の欄は、「整備基準」「望ましい基準」それぞれの基準に対する 適否の判定を次の記号により記入する。 「」印:基準に適合する、該当する 等 「×」印:基準に適合しない 「/」印:当該事項が関係しない	整備内容の確認及び総合判定 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">整備概要</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">整</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">望</td> </tr> <tr> <td>記入例: (最小幅員) 80cm (最大幅員) 120cm</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	整備概要	整	望	記入例: (最小幅員) 80cm (最大幅員) 120cm		
整備概要	整	望					
記入例: (最小幅員) 80cm (最大幅員) 120cm							

留意事項: は両方に関するもの、 は整備基準、 は望ましい基準

1	建築物	1	出入口	1.直接地上へ通ずる出入口 最低1カ所は整備基準を満たすこと。 望ましい基準を満たす出入口に近接する出入口には適用されない。	整備内容の確認及び総合判定				
				整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
				有効幅員	80cm以上。	90cm以上。 (最低1カ所を120cm以上。)	内のり幅: cm 有効幅: cm		
				戸の構造	自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。	120cm以上の建物出入口のうち最低1カ所は自動開閉とし、その他は同左。			
				段差	車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	同左。			
				2.車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口			整備内容の確認及び総合判定		
				最低1カ所は整備基準を満たすこと。 望ましい基準を満たす出入口に近接する出入口には適用されない。					
				整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
				有効幅員	80cm以上。	90cm以上。	内のり幅: cm 有効幅: cm		
				戸の構造	自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。	同左。			
				段差	車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	同左。			
				3.各室出入口			整備内容の確認及び総合判定		
				不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口に適用される。 主として高齢者又は障害者等が利用する施設にあっては、「専らその施設を利用する高齢者、障害者等」も「不特定かつ多数の者」に含まれる。以下同じ。 最低1カ所は整備基準を満たすこと。(用途面積2,000㎡未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。) 共同住宅等は、住戸の出入口のうち最低1カ所に適用される。 共同住宅等は、住戸の出入口のすべてについて適用される。 望ましい基準を満たす出入口に近接する同一の部屋の出入口には適用されない。					
				整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
				有効幅員	80cm以上。	90cm以上。(共同住宅等は80cm以上。)	内のり幅: cm 有効幅: cm		
		戸の構造	自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。	自動開閉又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、開閉時に廊下等に突出しない構造。前後に高低差がないこと。					
		段差	車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	同左。					

2 廊下その他これらに類するもの	1.廊下等(全般)			整備内容の確認及び総合判定		
	共同住宅等については共用廊下に適用され、事務所及び工場については主要な廊下に適用される。					
	整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
	床面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。			
	段差	階段の整備基準に準拠。	階段の望ましい基準に準拠。			
	2.建物出入口と室出入口とを結ぶ廊下、大規模居室内の主要な通路等			整備内容の確認及び総合判定		
	<p>建築物の出入口の基準を満たす当該出入口間の経路となる廊下等、及び床面積が200㎡を超える不特定多数の者が利用する室内の主要な通路に適用される。</p> <p>共同住宅等については共用廊下に適用され、事務所及び工場については主要な廊下に適用される。</p> <p>最低1経路は整備基準を満たすこと。(用途面積2,000㎡未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。)</p> <p>整備基準を満たす昇降機が設置される場合、当該昇降機の出入口付近は廊下等に含まれる。</p>					
	整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
	有効幅員	120cm以上。	180cm以上。ただし、末端付近(共同住宅等を除く)及び50m以内ごとに車いすどうしがすれ違える構造の部分を設置する場合は140cm以上で可。			
	車いすの転回スペース	末端付近(共同住宅等を除く)を車いすの転回に支障のない構造とし、かつ50m以内ごとに車いすの転回が可能な構造の部分を設置。				
	高低差のある場合	整備基準を満たす傾斜路及び踊場又は特殊仕様昇降機を設置。	望ましい基準を満たす傾斜路及び踊場又は特殊仕様昇降機を設置。			
	水平部分	整備基準を満たす出入口付近及び昇降機等の出入口付近の水平化。	望ましい基準を満たす出入口付近及び昇降機等の出入口付近の水平化。			
	壁面の配慮		壁面の突出物の解消。やむを得ない場合は視覚障害者の通行に支障のない措置。			
	休憩設備		建築物利用者が休憩するための設備を適切な位置に設置。			
	3.建物出入口と受付等とを結ぶ廊下等			整備内容の確認及び総合判定		
<p>直接地上へ通ずる出入口から受付等までの廊下等に適用される。</p> <p>学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については適用されない。</p> <p>建物出入口において常勤し視覚障害者を誘導できる者がいる場合など、視覚障害者の誘導上支障のない場合は適用されない。</p> <p>用途面積2,000㎡未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。</p>						
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望	
視覚障害者の誘導	最低1経路に、視覚障害者のための誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置。	視覚障害者のための誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置。(近接した建物出入口がある場合はそのうち最低1カ所が対象。)				

4. 傾斜路及び踊場			整備内容の確認及び総合判定		
共同住宅等については共用廊下に適用され、事務所及び工場については主要な廊下に適用される。 用途面積2,000㎡未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
有効幅員	120cm以上。(段併設の場合は90cm以上。)	150cm以上。(段併設の場合は120cm以上。)			
勾配	1/12以下。(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下。)	1/12以下。			
踊場	傾斜路の高さが75cmを超える場合は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置。	同左。			
		傾斜路が同一平面で交差又は接続する場合は、当該交差又は接続部分に踏幅150cm以上の踊場を設置。			
手すり	傾斜路には手すりを設置。	傾斜路には両側に手すりを設置。			
表面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。			
識別性	傾斜路は、踊場及び接する廊下等の色と大きな明度差をつける等で識別しやすいもの。	同左。			
注意喚起用床材	上端付近の廊下等及び踊場に視覚障害者のための注意喚起用床材を敷設。(1)(2)	同左。			
注	(1)学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場は除く。 (2)傾斜路上端付近の廊下等を、主に自動車の駐車のために供する場合又は傾斜路と連続して手すりを設ける場合は適用されない。				
3 階段 1. 避難階以外の階に通ずる階段			整備内容の確認及び総合判定		
不特定かつ多数の者が利用し、かつ直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段(踊場を含む。)に適用される。 共同住宅等については共用階段に適用され、学校、事務所及び工場については主要な階段に適用される。 共同住宅等については、不特定かつ多数の者が利用する階のすべてに停止する昇降機が設置される場合には適用されない。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
有効幅員	120cm以上。(用途面積300㎡未満の建築物及び一般公共用の自動車車庫を除く。) 手すりの幅を10cmまで有効幅員に含めることができる。	150cm以上。(共同住宅等は140cm以上。) 手すりの幅を10cmまで有効幅員に含めることができる。			
段の構造		けあげ16cm以下、踏面を30cm以上。			
手すり	手すりを設置。	両側に手すりを設置。			
回り段の回避	主要な階段は回り段以外の構造。(困難な場合を除く。)	主要な階段は回り段以外の構造。			
表面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。			
識別性	踏面端部とその周囲の部分と大きな明度差をつける等、段を容易に識別でき、かつ段鼻の突き出しがないこと等によるつまずきにくい構造。	同左。			
注意喚起用床材	上端付近の廊下等及び踊場に視覚障害者のための注意喚起用床材を敷設。(1)(2)	同左。			
注	(1)学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場は除く。 (2)階段上端付近の踊場を、主に自動車の駐車のために供する場合、又は階段と連続して手すりを設ける場合は適用されない。				

4 昇降機			1.エレベーター(設置義務)			整備内容の確認及び総合判定		
			不特定かつ多数の者が利用し、避難階以外の階を有する建築物に適用される。 車いす使用者用駐車施設のない駐車場階には適用されない。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望			
設置義務	避難階以外の階を有する建築物のうち用途面積2,000㎡以上(1)のものにはかごが当該階に停止するエレベーターを設置。(2)	避難階以外の階を有する建築物には、かごが当該階に停止するエレベーターを設置。 最低1機は望ましい基準を満たす構造で、かつ主要な廊下等に近接して設置。 望ましい基準適合等以外は整備基準に準拠した構造とする。						
注	(1)学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場については、かつ階数が5以上。 (2)当該階において提供されるサービス又は販売される物品を、高齢者、障害者等が容易に享受又は購入できる措置を講じる場合は設置義務は適用されない。							
2.エレベーター(構造)			整備内容の確認及び総合判定					
			車いす使用者用駐車施設のない駐車場のみの階には適用されない。 設置義務がある場合、最低1機は基準を満たすこと。 避難階以外の階を有する建築物のうち用途面積2,000㎡以上のものに適用される。(設置義務等は前項参照) 避難階以外の階を有する建築物に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望			
かごの奥行き	内法135cm以上。	同左。						
かごの平面形状	かごの幅は内法で140cm以上。 車いすの転回に支障のない形状。(学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場においてかご正面壁に鏡を設置する場合を除く。)	かごの幅は内法で160cm以上。 車いすの転回に支障のない形状。(共同住宅等においてトランク付きのかごを設置する場合は140cm以上。)						
かご内の表示装置	かご内に、かごの停止予定階及び現在位置を表示する装置を設置。	同左。						
乗降ロビーの表示装置	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設置。	同左。						
かご内の音声装置	かご内に、かごの到着階及び戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設置。(1)	同左。						
かご及び昇降路の出入口の有効幅員	それぞれ80cm以上。	それぞれ90cm以上。(共同住宅等を除く。)						
かご内及び乗降ロビーの制御装置	車いす使用者が利用しやすい位置に設置。 上記以外は視覚障害者が円滑に操作できる構造。(1)	同左。 同左。						
乗降ロビーの構造	高低差のないものとし、幅及び奥行きはそれぞれ内法150cm以上。	高低差のないものとし、幅及び奥行きはそれぞれ内法180cm以上。						
乗降ロビーの音声装置	かごの昇降方向を知らせる音声装置を設置。(1)(2)	同左。						
標示	乗降ロビー又はその付近に高齢者、障害者等が利用しやすいエレベーターの設置を示す標示	同左。						
注	(1)学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設は除く。 (2)かご内にかごの到着開戸時に同様に機能する装置がある場合を除く。							

5 1.福祉型便房			整備内容の確認及び総合判定		
不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合に適用する。 車いす使用者用駐車施設のない駐車場階には適用しない。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
設置義務	建築物ごとに福祉型便房のある便所を最低1カ所設置。(男女の別がある場合はそれぞれ最低1カ所)	階ごとに福祉型便房を当該階の便房総数の2%以上設置。(当該階の便房総数200超の場合は1%+2以上)			
内部障害者等への配慮	用途面積2,000㎡以上(公衆便所は50㎡以上)の建築物の1以上の福祉型便房には人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者のための水洗器具を設置し、出入口又はその付近にその旨を標示。(1)	福祉型便房のない便所並びに腰掛け便座及び手すりの設けられた便房のない便所は、福祉型便房のある便所に近接して設置。 用途面積2,000㎡以上(公衆便所は50㎡以上)の建築物には、次に掲げる人工肛門又は人工ぼうこうの使用者用設備及び介護ベッド(長さ1.2m以上で大人のおむつ交換ができるもの)を設けた福祉型便房を最低1ヶ所(男女の区分がある場合はそれぞれ1以上)設置し、出入口又はその付近にその旨を標示。(1) (1)フラッシュバルブ式汚物流し (2)給湯設備 (3)荷物置き棚その他の設備 (4)水石けん入れ (5)紙巻器 (6)汚物入れ (7)2以上の衣服を掛けるための金具等			
出入口の有効幅員	福祉型便房の出入口及び当該便所の出入口は80cm以上。	同左。	内のり幅: cm 有効幅: cm		
戸の構造	福祉型便房の出入口及び当該便所の出入口は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造、かつその前後に高低差なし。	同左。			
標示	出入口又はその付近に福祉型便房である旨を標示。	同左。			
注	(1)学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場を除く。				
2.男子用小便器			整備内容の確認及び総合判定		
不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
設置義務	建築物ごとに最低1カ所は床置き小便器その他これに類する小便器のある便所を設置。	階ごとに最低1カ所は床置き小便器その他これに類する小便器のある便所を設置。			
3.乳幼児用設備			整備内容の確認及び総合判定		
不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合に適用する。(1)					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
設置義務	ベビーチェア等乳幼児を座らせる設備を設けた便房を最低1カ所以上。 ベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を最低1以上。(ただし、当該施設内に他におむつ替えができる場所を設ける場合は適用しない。)	同左。 同左。			
標示	ベビーチェア、ベビーベッド等設備を設けた便房及び便所出入口又はその付近にその旨を標示。	同左。			
注	(1)別表第1欄第2,4,14号の施設(官公庁施設及び郵便局、公共輸送車両等施設、物品販売業店舗)並びに病院、銀行のうち用途面積が2,000㎡以上の建築物に適用される。				

6 駐 車 場	1.車いす使用者用駐車施設及び建物出入口等への経路となる通路			整備内容の確認及び総合判定		
	不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合適用される。 「建物出入口等」とはそれぞれの基準を満たすものに限られ、「経路となる通路」とは表面・段・幅員・高低差に関するそれぞれの基準を満たす敷地内通路及び駐車場内の通路を含むものに限られる。					
	整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
	設置義務	車いす使用者用駐車施設を最低1カ所設置。	車いす使用者用駐車施設を駐車台数の総数の2%以上(当該駐車台数の総数200超の場合は1%+2以上)設置。			
	設置位置	車いす使用者用駐車施設は、建物出入口等への経路の距離ができるだけ短くなる位置に設置。	同左。			
	幅	車いす使用者用駐車施設の幅は、350cm以上。	同左。			
	表示	車いす使用者用駐車施設に車いす使用者用である旨を見やすい方法で表示。	同左。			
建物出入口等への通路の構造	車いす使用者用駐車施設から建物出入口等への経路となる通路の構造は、建築物の敷地内通路の整備基準に準拠。	車いす使用者用駐車施設から建物出入口等への経路となる通路の構造は、建築物の敷地内通路の望ましい基準に準拠。				
7 敷 地 内 通 路 等	1.敷地内通路等(全般)			整備内容の確認及び総合判定		
	すべての敷地内通路及び公共用歩廊の通路が満たすべき共通性能としての規定。					
	整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
	表面の仕上	粗面又は滑りにくい材料。	同左。			
	段の構造	建築物の階段の、手すり・回り段・表面・識別性に関する整備基準を満たす構造。	建築物の階段の、有効幅員・段・手すり・回り段・表面・識別性に関する望ましい基準を満たす構造。			
	2.建物出入口と道等又は車いす使用者用駐車施設とを結ぶ経路となる通路等			整備内容の確認及び総合判定		
	建物出入口から道等又は車いす使用者用駐車施設とを結ぶ敷地内通路及び公共用歩廊の主要な通路に適用される。 「建物出入口」、「車いす使用者用駐車施設」とはそれぞれの基準を満たすものを指し、「道等」とは道若しくは公園、広場その他の空地を指す。 建物出入口と道等を結ぶ通路については、地形条件等により当該構造とすることが著しく困難で、かつ建物出入口まで直接車で寄り付ける場合は適用されない。 それぞれ最低1経路は整備基準を満たすこと。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望	
幅員	120cm以上。	180cm以上。				
車いすの転回スペース	50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設置。					
高低差がある場合	敷地内通路に設ける場合の整備基準を満たす傾斜路及び踊場又はエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設置。	敷地内通路に設ける場合の望ましい基準を満たす傾斜路及び踊場又はエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設置。				
排水溝の蓋	上記整備基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	上記望ましい基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。				
	3.建物出入口と道等とを結ぶ経路となる通路等(全般)			整備内容の確認及び総合判定		
	建物出入口から道等に至る敷地内通路、公共用歩廊の主要な通路に適用される。 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車庫車庫等等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については適用されない。 最低1経路は整備基準を満たすこと。					
	整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
	視覚障害者の誘導	視覚障害者のための誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置。	同左。			
注意喚起用床材	車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路および段の上端付近の敷地内通路及び踊場に、注意喚起用床材を敷設。	同左。				

	排水溝の蓋	上記整備基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	上記望ましい基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋を、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。				
4.敷地内通路等に設ける傾斜路及び踊場				整備内容の確認及び総合判定			
傾斜路の勾配が1/20以下のものを除く。							
整備内容	整備基準		望ましい基準	整備概要	整	望	
有効幅員	120cm以上。 (段併設の場合は90cm以上。)		150cm以上。 (段併設の場合は120cm以上。)				
勾配	1/12以下。(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下。)		1/15以下。				
踊場	傾斜路の高さが75cmを超える場合は高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置。		同左。				
			傾斜路が同一平面で交差又は接続する場合は当該交差又は接続部分に踏幅150cm以上の踊場を設置。				
手すり	傾斜路には手すりを設置。		傾斜路には両側に手すりを設置。				
表面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。		同左。				
識別性	傾斜路は踊場及び接する敷地内通路の色と大きな明度差をつける。		同左。				
8 車いす 使用者 用客室	1.車いす使用者用客室			整備内容の確認及び総合判定			
	別表第1欄中第11号(宿泊施設)の施設で用途面積が2,000㎡以上、かつ客室の総数が50以上の施設には、1以上設置。 別表第1欄中第11号(宿泊施設)の施設には、客室総数の2%以上(客室の総数が200超の場合は1%+2以上)設置。						
	整備内容	整備基準		望ましい基準	整備概要	整	望
	設置義務	用途面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上の宿泊施設には、車いす使用者用客室を1以上設置すること。		宿泊施設には、客室総数の2%以上(客室総数が200を超える場合は1%+2以上)の車いす使用者用客室を設置すること。			
	出入口の有効幅員	80cm以上。		同左。	内のり幅: cm 有効幅: cm		
	出入口の戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、その前後に高低差なし。		同左。			
	空間の確保	車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保。		同左。			
	便所の出入口の有効幅員	80cm以上。(1)		同左。	内のり幅: cm 有効幅: cm		
	便所の出入口の戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造、かつその前後に高低差なし。(1)		同左。			
	浴室内の配置	浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置。(2)		同左。			
浴室内空間の確保	車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保。(2)		同左。				
浴室出入口の有効幅員	80cm以上。(2)		同左。	内のり幅: cm 有効幅: cm			
浴室の出入口の戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差なし。(2)		同左。				
浴室内床面の仕上げ	濡れても滑りにくい材料。(2)		同左。				
注	(1)客室内に便所を設けない場合、当該客室は不特定かつ多数の者が利用する福祉型便房のある便所に近接した位置に設置すること。 (2)当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が設けられている場合は適用しない。						

9	1.浴室等			整備内容の確認及び総合判定		
	不特定かつ多数の者が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、1以上設置。(男子、女子用の区分がある場合はそれぞれ1以上)。					
	整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
	配置		浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置。			
	空間の確保		車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保。			
	出入口の有効幅員		80cm以上。	内のり幅: cm 有効幅: cm		
戸の構造		車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差なし。				
床面の仕上げ		濡れても滑りにくい材料。				
2.観覧席及び客席			整備内容の確認及び総合判定			
娯楽施設、集会施設、スポーツ施設に、観覧席等を設ける場合には、車いす使用者用観覧スペースを設置する。構造は下記基準による。						
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望	
設置義務	車いす使用者が容易に到達できかつ観覧しやすい位置に最低1カ所設置。	車いす使用者が容易に到達できかつ観覧しやすい位置に2カ所(観覧席総数が400超の場合は2カ所+超過200席までごとに1カ所加算(上限20))以上設置。				
客席スペース	1席あたり、幅85cm以上、奥行き110cm以上。	1席あたり、幅90cm以上、奥行き120cm以上。				
床面の仕上げ	水平とし表面は粗面又は滑りにくい材料。	同左。				
転落防止措置	転落防止ストッパー等を設置。	同左。				
有効幅員	出入口との経路となる通路の幅員は120cm以上。	同左。				
3.授乳及びおむつ替えの場所			整備内容の確認及び総合判定			
用途面積2,000㎡以上の官公庁施設及び郵便局、公共輸送車両等の用に供する施設、物品販売業を営む店舗並びに病院及び銀行について適用される。						
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望	
設置義務		授乳及びおむつ替えのできる場所を設置。				
配置		ベビーベッド、いす等を適切に配置。				
標示		出入口付近にその旨の標示。				
10	1.手すり			整備内容の確認及び総合判定		
	手すりを設ける場合に適用される。					
	整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
	形状	太さは外径3～4cm程度とし、両端は下方又は壁方向に曲げる。	同左。			
	誘導設備		両端・わん曲部等に、現在位置・方向・行き先等を点字表示。(1)			
	水平部分		傾斜路及び階段の手すりの両端は45cm以上の水平部分を設置。(構造上やむを得ない場合を除く。)			
注	(1)学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除く。					
2.公衆電話			整備内容の確認及び総合判定			
2機以上の公衆電話を設ける場合に適用される。						
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望	
操作部分の高さ	最低1機はダイヤル及びプッシュボタンの高さが90～100cmとなるよう設置。	同左。				
3.公衆ファックス			整備内容の確認及び総合判定			
用途面積2,000㎡以上の官公庁施設及び郵便局、公共輸送車両等の用に供する施設、宿泊施設、物品販売業を営む店舗並びに病院について適用される。						
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望	
設置義務		最低1機は公衆ファックスを設置。				

(設置時の基準)

4.視覚障害者用床材			整備内容の確認及び総合判定		
視覚障害者用床材を設置する場合に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
識別性	原則として黄色。これによりがたい場合は周囲の床材と明度差又は輝度差の大きい色。	同左。			
標準形状	大きさは30cm角とし、形状はJIS T9251に適合するものを標準。	同左。			
5.カウンター等			整備内容の確認及び総合判定		
カウンター・電話台・テーブルを設ける場合の、それぞれ最低1カ所に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
高さ		高さ70cm程度。			
下部空間		車いす使用者に配慮し、下部に高さ60～65cm、奥行き45cm程度の空間を確保。			
6.水飲み器			整備内容の確認及び総合判定		
水飲み器を設ける場合の最低1カ所に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
高さ等		飲み口の高さは70～80cmとし、車いすの肘掛が入る空間を確保。			
給水栓		自動感知式、ボタン式又はレバー式。			
近づきやすい空間		車いす使用者が容易に近づけるよう周りに空間を確保。			
7.点滅型誘導灯等			整備内容の確認及び総合判定		
学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場を除き、誘導灯、自動火災報知設備等を設ける場合に適用される。					
整備内容	整備基準	望ましい基準	整備概要	整	望
聴覚障害者への配慮		誘導灯などの設置場所のうち聴覚障害者又は視覚障害者の避難に必要と認められる場所に光等による非常警報装置及び点滅誘導音声装置付誘導灯を設置。			

留意事項: は両方に関するもの、 は整備基準、 は望ましい基準